

令和5年度愛知県芸術文化選奨募集要項

1 趣旨

芸術文化の向上発展に貢献し、業績が顕著なものを表彰することにより、本県の芸術文化の振興を図ることを目的とする。

2 選奨の種類

(1) 文化賞

(2) 文化新人賞

※ 文化賞・文化新人賞共に、個人及び団体に対する賞で、原則として文化賞・文化新人賞併せて8名・団体以内とする。

3 選奨の対象分野

選奨の対象となる芸術文化活動は、次の6分野とする。

- (1) 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術）
- (2) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
- (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）
- (5) 生活文化（華道、茶道、書道その他の生活に係る文化）
- (6) その他（芸術文化評論、放送等）

4 選奨の対象者

本県在住者（在住していた者を含む）、本県出身者（本県の学校出身者を含む）、あるいは本県を拠点として芸術文化活動を行っている者（個人）又は本県を拠点として芸術文化活動を行っている団体で、文化賞・文化新人賞の区分に応じ、以下のいずれかに該当するとして、愛知県知事に推薦されたもの。

(1) 文化賞

本県の芸術文化の向上に貢献し、その業績が顕著な個人又は団体

ア 創作、研究活動等が国際的又は全国的な評価を得たもの

イ 芸術文化の普及・振興に長年尽力し、優れた実績を重ねたもの

(2) 文化新人賞

芸術文化の各分野における一層の向上と、本県の芸術文化の向上に将来にわたって貢献することが期待できる個人又は団体

ア 全国規模以上のコンクール等で優秀な成績を修めたもの

イ 本県で活発な創作、研究活動等を行っているもの

ウ その他、特に表彰することが適当と認められるもの

5 推薦者

愛知県知事に推薦できるものは、愛知県芸術文化選奨選考委員会の現委員を除く個人または団体（機関）とする。ただし、自薦は不可とする。

なお、推薦にあたっては、原則として、推薦者1名（団体）につき、各賞それぞれ1名（団体）限りとする。

6 選考の方法

- (1) 受賞者の選考は、芸術文化に関する有識者10名程度をもって組織する愛知県芸術文化選奨選考委員会において行う。
- (2) 審査は、愛知県知事に推薦されたものについて行い、当該年度及び前年度中に挙げられた業績を中心に、それまでの業績や継続性及び将来における発展性についても考慮し、総合的に評価する。
- (3) 文化新人賞候補として推薦のあった者を文化賞に、あるいは文化賞候補として推薦のあったものを文化新人賞に選考することを妨げない。
- (4) 過去の受賞者については、重賞しない。ただし、文化新人賞の受賞から概ね10年以上を経過しているものを文化賞に選考することを妨げない。

7 賞

- (1) 文化賞
個人又は団体：知事表彰状、楯及び奨励金70万円
- (2) 文化新人賞
個人又は団体：知事表彰状、楯及び奨励金30万円

8 推薦の手続き

- (1) 推薦時期
令和5年7月3日（月）から 令和5年8月31日（木）[消印有効] まで

- (2) 提出書類等

ア 推薦書（個人は別記様式1、団体は別記様式2）

※ 愛知県の公式 Web サイト（文化芸術課の Web ページ）からダウンロードしてください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/>

イ 関係資料

候補者の経歴、業績等、推薦書記入事項の詳細資料

（例）公演等パンフレット、演劇・音楽などのDVD、CD又は録音テープ等（2本以内）、美術作品等のカラー写真、賞状の写し、出版物（代表的なもの2作品以内）等、芸術的業績を示すもの

※ ただし、愛知県芸術文化選奨選考委員会で選考された候補者については、以下の書類の提出をお願いする場合があります。

（個人）・身元証明書

・住民票、卒業証明書等の本県出身等が確認できるもの

（団体）・団体規約

・構成員の住所、氏名、年齢等が確認できる会員名簿

※ 提出書類等は、選考過程で資料として使用するため、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

- (3) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県県民文化局文化部文化芸術課

9 選考結果の通知方法及び発表時期

推薦者及び受賞者に、文書により通知します。また、受賞者については、令和6年3月に記者発表を行うとともに、愛知県の公式 Web サイト等に掲載する予定です。